

中宮校区コミュニティ協議会

会則

(目的)

第1条 本会は、中宮校区内に居住する住民の住みよいまちづくりを目指して、校区諸団体の自主的な活動のもと緊密な連携と調整を図り、住民の交流と親睦を深め、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会は、「中宮校区コミュニティ協議会」と称し、本部事務局を中宮小学校内（中宮山戸町22-3）に置く。

第3条 本会は、第1条の目的を実現するため、校区内の住民を対象として次の事業を行う。

1. 構成する団体相互の情報交換と調整、広報活動に関するここと。
2. 本会を構成する各種団体が協力して実施する校区の生活環境、福祉、文化、スポーツ、防犯、防災、交通対策などの広域的な取り組みに関するここと。
3. その他、コミュニティ活動に関する必要なこと。

(構成団体及び構成員)

第4条 本会は、連合自治会と専門部(各種団体)と自主防災会により構成される。

1. 連合自治会は13自治会、専門部は校区の各種団体(別途添付の表1参照)で構成される。
2. 本会の運営に当たる構成員は、構成団体の代表、および各種団体より選出された委員(複数名可)とする。
3. 表記された以外の団体より加入の申し出があれば、役員会・幹事会での承認を得るものとする。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 3名、書記 2名、会計 2名、会計監査 2名、相談役・顧問 若干名

(役員の選出及び任期)

第6条 会長・副会長・書記・会計は、本会構成団体の代表者及び構成団体役員経験者から幹事会で選出し、総会において承認を得るものとする。

1. 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
2. 会計監査は本会構成員の中から幹事会で選出し、総会において承認を得るものとする。
3. 役員等に欠員が生じた場合は、後任者は前任者の残任期間とする。
4. 相談役及び顧問は、役員会の推薦により、幹事会の了承を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 本会は、次の会議をおく。

1. 総会 (役員、幹事、各種団体より選出された委員)
2. 役員会 (会長、副会長、会計、書記)
3. 幹事会 (役員、各種団体の代表)
4. 特別委員会 (役員、各種団体の代表と選出された委員・参加要請された委員)

(役員の職務)

第8条 1. 会長は、本会を代表し、構成団体の連絡・調整などの会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を執れない場合は、その職務を代行するが、その場合は、代行者の選出は、役員会の合議により、副会長の中から一人を選出する。
3. 書記は、会議等の記録・保管と共に会長の委嘱による連絡業務を行う。
4. 会計は、本会の会計事務を担当する。
5. 会計監査は、会計事務に関する一切の事項を監査し、その結果を総会にて報告する。
6. 相談役・顧問は、役員より意見を求められた時、その諮問に応じる。

(構成員の責務)

第9条 本会の構成員は、総会の決定事項を円満に実施できるよう相互に協力して行くものとする。

(総会)

第10条 1. 総会は、第4条第2項でいう本会の構成員（代理人可）の3分の2以上（委任状可とする）の出席により成立し、その過半数の賛成で議事を決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2. 総会は、会長が招集し年一回開催する。尚、臨時総会は、会長が必要とした場合、又は、本会の構成員の3分の1以上の要請があったとき、会長はこれを開催する。

3. 総会では、次の事項を審議、承認、議決する。

- ①事業報告及び事業計画
- ②決算及び予算
- ③役員の選出・承認
- ④会則の改廃
- ⑤その他必要事項

4. 総会の議長は、本会の構成員の中から選出する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて開催する。役員を補佐する事務局を置くことができる。役員会の構成員は、会長、副会長、書記、会計、事務局員で構成する。事務局員（若干名）は会長が推薦し、役員会で認められたものとする。

但し、案件により、相談役、顧問の出席を要請した役員会になることもある。

(幹事会)

第12条 本会構成団体（別途添付の表2参照）の代表を幹事とし、役員を含めた幹事会を適宜開催する。但し、必要に応じて、会長が臨時幹事会を招集することができる。

(特別委員会)

第13条 本会の事業を具体的に実施するために特別委員会をその都度設置する。

1. 特別委員会は、役員と各種団体の代表及び各種団体より選出された委員と必要に応じて参加を要請された委員で構成される。
2. 特別委員会の招集は、事業実施団体の代表者名で行う。

(会計)

第14条 1. 本会の活動資金は、市助成金、及びその他の収入をもって運営する。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
3. 会計及び会計監査の結果については、翌年度に開催する総会において報告しなければならない。

(付則)

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成22年5月15日より施行する。

この会則は、一部改正し、平成28年4月23日より施行する。

この会則は、一部改正し、平成31年4月27日より施行する。

この会則は、一部改正し、令和5年4月15日より施行する。